

## 平成22年稲敷市農業委員会第11回総会

[11月25日]

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について
- 日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について
- 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 日程 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
- 日程11 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について
- 日程12 議案第6号 農地改良協議に対する同意について
- 日程13 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
- 日程14 議案第8号 平成23年度農作業利用料金の承認について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号

- 日程 9 議案第 3 号  
日程 10 議案第 4 号  
日程 11 議案第 5 号  
日程 12 議案第 6 号  
日程 13 議案第 7 号  
日程 14 議案第 8 号
- 

出席委員

1 番	井戸賀 吉 男 君	18 番	宮 本 善 助 君
2 番	沖野谷 秀 雄 君	19 番	村 山 文 雄 君
3 番	飯 塚 幸 一 君	20 番	坂 本 一 雄 君
4 番	千 勝 忠 君	21 番	山 田 重 一 君
6 番	川 島 昇 君	22 番	秋 本 精 一 君
7 番	高 須 一 郎 君	23 番	横 田 裕 康 君
8 番	篠 崎 惣 壽 君	24 番	加 納 昭 君
9 番	栗 山 文 雄 君	25 番	松 本 文 雄 君
10 番	濱 田 昭 一 君	26 番	沼 崎 享 君
11 番	吉 岡 一 仁 君	27 番	濱 田 孟 君
12 番	横 田 悌 次 君	28 番	青 宿 昌 夫 君
13 番	内 埜 新 也 君	29 番	鈴 木 重 義 君
14 番	野 口 隆 雄 君	30 番	黒 田 久 良 之 進 君
15 番	篠 崎 文 夫 君	31 番	高 城 貞 雄 君
16 番	古 澤 真 和 君	32 番	根 本 卓 明 君
17 番	澤 邊 雅 之 君		

---

欠席委員

5 番 保 科 進 君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄 君
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝 行 君
農業委員会事務局主査	高 橋 涉 君

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 10月27日（水） 農業体験圃場「さつまいも」収穫  
於 市崎地区  
出席者 全農業委員、事務局（内田局長、永長補佐、井戸賀係長、小更係長）
- 10月30日（土） 耕作放棄地解消啓発並びに「さつまいも」配布  
於 稲敷市文化祭模擬店会場  
出席者 加納会長、吉岡代理、秋本委員、村山委員、千勝委員、川島委員、篠崎委員、古澤委員  
事務局（内田局長、永長補佐、井戸賀係長、小更係長、高橋主査）
- 11月8日（月） 農地パトロール並びに農地の利用状況調査（桜川地区・東地区）  
於 東庁舎会議室  
出席者 桜川地区、東地区の農業委員11名  
事務局（内田局長、永長補佐）
- 11月9日（火） 農地パトロール並びに農地の利用状況調査（江戸崎地区・新利根地区）  
於 新利根庁舎会議室  
出席者 江戸崎地区、新利根地区の農業委員8名  
事務局（井戸賀係長、高橋主査）
- 11月10日（水） 平成23年度農作業利用料金検討会  
於 東庁舎会議室  
出席者 加納会長、吉岡代理、秋本委員、村山委員  
事務局（内田局長、永長補佐）
- 11月12日（金） 稲敷市農業委員会視察研修  
～13日（土） 於 福島県南会津町 農業生産法人「有限会社F.K.ファーム」  
出席者 農業委員20名
- 11月16日（火） 茨城県農業会議第362回常任会議員会議  
於 水戸市茨城県市町村会館  
出席者 加納会長
- 11月17日（水） 農業委員会県南連絡協議会会長・局長合同視察研修  
～18日（木） 於 群馬県前橋市 農事組合法人「鼻毛石機械利用組合」  
出席者 加納会長
- 11月25日（木） 稲敷市農業委員会第1回広報委員会  
於 東庁舎会議室

出席者 飯塚広報委員長、沼崎委員、澤邊委員、山田委員  
事務局（内田局長、永長補佐）

---

午後 3時07分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから、平成22年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は5番、保科委員の1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、10番、濱田委員、11番、吉岡委員兩名を指名いたします。

---

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田2筆、計1,387平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字西ノスほか6地区、田22筆、畑7筆、計29筆、1万7,364平方メートルについてでございますが、平成19年7月22日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号2番、上君山字中郷ほか8地区、田14筆、畑23筆、計37筆、3万368平方メートルについてでございますが、平成22年5月10日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号3番、釜井字前田ほか5地区、田15筆、畑7筆、計22筆、2万5,023平方メートルについてでございますが、平成21年12月15日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在委託により耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、福田字平須ほか2地区、田3筆、畑2筆、計5筆、3,346平方メートルについてでございますが、平成22年9月20日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号5番、羽賀沼字羽賀沼ほか1地区、田1筆、畑3筆、計4筆、6,131平方メートルについてでございますが、平成21年12月24日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、5ページをお開き願ひます。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、38平方メートル、それと受理番号2番、江戸崎字新山、畑1筆、102平方メートルの両方で140平方メートル、それと隣接する江戸崎字新山、登記地目原野、1筆、185平方メートルの3筆、総面積は325平方メートルになります。そこへ木造2階建ての自己住宅を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定により農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願ひます。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

合意解約3件でございます。

受理番号1番、松山字橋本、田1筆、450平方メートルについてでございますが、高齢により農業経営の規模を縮小するため合意解約するものでございます。

受理番号2番、下須田字神田ほか1地区、田11筆、計9,076平方メートルについてでございますが、賃借人は病気により規模を縮小するものでございます。賃貸人は新たに基盤

強化法により、今月、利用権設定を申請しているものでございます。

受理番号3番、阿波崎字和田、田2筆、計1,473平方メートルについてでございますが、受理番号2番と同じで、規模を縮小するものでございます。賃貸人は後日、基盤強化法により新たに利用権設定の申請をする予定でございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これはまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第5号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 7ページをお開き願います。

報告第5号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、狸穴字道下、田1筆、109平方メートルについてでございますが、茨城県稲敷土地改良事務所が行う基幹農道整備事業の板橋伊佐津3期地区に接続する道路敷地用地として稲敷市が取得するものでございます。

なお、添付すべき書類等は、事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第53条第1項第5号に該当しますので、問題はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転6件、公売による所有権移転6件、贈与による所有権移転2件の14件でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田2筆、計1,387平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するも

のでございます。10月12日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主にレンコンを作付している認定農業者で、農業経営面積は657アール、農作業従事日数は300日でございます。所有農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、農業用トラック1台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号2番、江戸崎字古橋、田1筆、2,520平方メートル、受理番号4番、稲波字西区、田2筆、計2,974平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。9月30日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻、落花生を作付している農家で、農業経営面積は748アール、農作業従事日数は180日でございます。所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター6台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、農業用トラック3台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号3番、曲渕字北割、田7筆、計9,283平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。10月6日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は、主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は1,355アール、農作業従事日数は250日でございます。所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号5番、四箇字四箇、田1筆、6,014平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。9月30日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は、主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は578アール、農作業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もな

いものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号6番、7番、8番、9番、10番、11番の6件についてでございますが、10月28日、稲敷市が行った不動産公売において、不動産の最高価買受申出人になったものであります。受人の農地法第3条に係る買受証明願に対する証明書の交付につきましては、10月の定例総会の議案第5号で審査し、交付しているものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。

10ページをお開き願います。

受理番号12番、柴崎字大小、田1筆、7,406平方メートルについてでございますが、渡人は離農するために規模縮小するものであります。受人は耕作地を規模拡大の目的により取得するものでございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号13番、柴崎字四反田ほか2地区、田2筆、畑2筆、計4筆、4,009平方メートルについてでございますが、遺言書による遺贈で、渡人は被相続人の相続人であることを戸籍で確認いたしました。相続人は3人でそのうちの1名に遺贈するものであります。審査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

11ページをお開き願います。

受理番号14番、柴崎字寄居ほか7地区、田12筆、畑7筆、計19筆、2万5,599.02平方メートルについてでございますが、受理番号13番と同じく、遺言書による遺贈で、被相続人による相続人3名のうちの1名に遺贈するものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から11番は、事務局の説明どおりでございますので、受理番号12番を篠崎委員より報告願います。

○15番（篠崎文夫君） 15番、篠崎です。

受理番号12番、先日、双方に確認をとったところ、事務局の朗読のとおりでございました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号13番、14番を濱田委員より報告願います。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

受理番号13番、14番について報告いたします。

去る11月21日に、渡人、受人に確認をとりまして、双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付して、認定農家でもあり、農業経営面積が309アール、農業従事日数も150日で、所有の農地に休耕地、違反転用地もありません。農機具の所有状況で、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものでありますが、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

---

#### 日程8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 12ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、福田字下り町、田1筆、495平方メートルについてでございますが、自

己住宅用地として使用したいとするものでございます。

申請人は、現在、千葉県印西市のアパートに妻と子供2人と暮らしていますが、今回実家近くに自己住宅（木造平屋建て113.44平方メートル）を建築するものであります。申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第1種農地と判断しましたが、申請地は土地改良未整備地区であり、周辺は集落に近接しているため、第1種例外規定の集落並びに公共施設に接する住宅と判断しました。また、排水処理、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するもので、汚水につきましては公共下水道に接続するものであります。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。審査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号2番、浮島字原、畑1筆、232平方メートルについてでございますが、宅地への進入路として使用したいものであります。申請人は現在子供と2人で実家に母と姉夫婦家族と同居していますが、生前父が購入した実家近くの宅地427.10平方メートルを相続し、自己住宅を建築するものでございますが、相続した宅地は進入路がないため、今回、相続で取得した申請地を進入路として使用するものでございます。申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第1種農地と判断しましたが、申請地は土地改良未整備地区であり、周辺は集落に近接しているため、第1種例外規定の住宅と判断しました。

11月22日、調査委員と事務局で、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番より。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号1番について、去る22日に、沖野谷委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いなく、自己用住宅として利用するものであり、周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思います。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番を。

○27番（濱田 孟君） 27番、濱田です。

受理番号2番について報告いたします。

去る22日、山田委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく、住宅への進入用地として利用するもので、周辺農

地に迷惑がかからないことから問題はないと思います。また、添付書類等確認をいたしましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 13ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、大島字中蒲、田2筆、所有者2名、計4,674平方メートルのうち1,213平方メートルについてでございますが、東京電力株式会社茨城工事センターが行う特別高圧架空送電線路の鉄塔補強基礎工事に伴う工事用地として使用するものでございます。工事期間は平成23年1月6日から平成23年3月23日まででございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号2番、境島字萩原、田6筆、所有者4名、計3,533.73平方メートルのうち709.73平方メートルについてでございますが、東京電力株式会社茨城工事センターが行う特別高圧架空送電線路の鉄塔補強基礎工事に伴う工事用地として使用するものでございます。工事期間は平成23年1月6日から平成23年3月23日まででございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

14ページをお開き願います。

受理番号3番、結佐字下結佐、田4筆、計6,820平方メートルのうち1,328平方メートルについてでございますが、東京電力株式会社茨城工事センターが行う特別高圧架空送電線路の鉄塔補強基礎工事に伴う工事用地として使用するものでございます。工事期間は平成23年1月6日から平成23年3月23日まででございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号4番、沼田字上沼田、田1筆、3,249平方メートルのうち408平方メートルについてでございますが、東京電力株式会社茨城工事センターが行う特別高圧架空送電線路の鉄塔補強基礎工事に伴う工事用地として使用するものでございます。工事期間は平成23年1月4日から平成23年3月25日まででございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号5番、江戸崎字中田、田1筆、6,986平方メートルのうち712平方メートルについてでございますが、東京電力株式会社茨城工事センターが行う特別高圧架空送電線路の鉄塔補強基礎工事に伴う工事用地として使用するものでございます。工事期間は平成23年1月4日から平成23年3月25日まででございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号6番、清久島字内榎元、田1筆、573平方メートルについてでございますが、介護・支援の必要な高齢者・障害者に対して在宅サービスを行う事務所として使用するものでございます。老人デイサービスセンターは、木造平屋建て139.12平方メートルを建築するもので、平成23年10月1日より開設し、1日の利用定員は18名を予定しております。申請地は農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地で第1種農地と判断しましたが、申請地は土地改良未整備地区であり、周辺は集落に近接しているため、第1種例外規定の施設と判断しました。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

15ページをお開き願います。

受理番号7番、蒲ヶ山字土戸平、畑1筆、3,989平方メートルについてでございますが、現在、採取中の下ノ内地区の採取場の土量が残り少なくなり、この地区の拡大ができないため、新規に申請地地区の採取を行うものであります。採取面積は1万959平方メートルのうち畑3,989平方メートルを今回申請します。採取期間は平成23年1月10日から平成26

年1月9日までの3年間とし、採集土量は6万9,034立方メートルであります。渡人は事業終了後、自宅に接する山林と一体に平坦化し、農地として使用するものであります。申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は10ヘクタール以下の規模の農地で、第2種農地と判断しました。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号8番、江戸崎字新山、畑1筆、400平方メートルについてでございますが、自己住宅用地として使用したいとするものであります。申請人は、現在借家で、家族5人で生活していますが、子供の成長のことを考え、自己住宅（木造2階建て延べ床面積146.56平方メートル）を建築するものであります。申請地は農振農用地区外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は10ヘクタール以下の規模の農地で、土地改良未整備地区であり、第2種農地と判断しました。また、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するもので、生活排水につきましては公共下水道に接続するものでございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番、2番、3番について、私、加納より報告いたします。

去る22日、保科委員、根本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、高圧送電線の鉄塔補強工事に伴う工事車両用地として使用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思います。また、添付書類等を確認しましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

では、続けて、受理番号4番、お願いします。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号4について説明いたします。

去る11月22日、青宿委員と私、事務局で現地を調査してまいりました。その結果、特に問題ないと思います。書類等も確認しましたが、特に問題ありませんので、調査委員としての報告を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番をお願いします。

○28番（青宿昌夫君） 28番、青宿です。

受理番号5番について、去る11月22日、私と村山委員、松本委員、栗山委員と事務局で現地の確認を行いました。その結果、本件は高圧鉄塔の工事用のために利用する申請のも

のであり、事務局の説明どおりで間違いなく、その目的が周辺農家に迷惑のかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認いたしました、問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

受理番号6番について報告いたします。

去る22日、加納会長と保科委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いありません。介護サービスセンターを建築するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類等を確認しましたが、問題はありませんでした。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番を。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

受理番号7番につきまして報告いたします。

村山委員、松本委員、青宿委員、それと事務局と私とで申請書類の審査及び現地調査を行いました。その結果、事務局の説明どおりで間違いございません。周辺農地にも迷惑がかからないと思いますので問題ないと思います。また、添付書類などを確認しましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号8番を。

○25番（松本文雄君） 25番、松本です。

受理番号8番についてです。

去る22日、村山委員と栗山委員、青宿委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、自己住宅が目的であり、周辺農地に迷惑もかからないことであります。問題ないと思います。添付の書類等審査いたしました、問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定につい

てを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程 10 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する  
進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 16ページをお開き願います。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号 1 番、蒲ヶ山字辺田下ほか 2 地区、田 5 筆、計 1 万 1,025 平方メートルのうち 2,566 平方メートルについてでございますが、山砂採取事業の復旧作業に時間を要したため、期間延長し、完了届け出を提出するものであります。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号 2 番、蒲ヶ山字ヲモ子ほか 3 地区、田 6 筆、計 1 万 6,864 平方メートルのうち 1,694.40 平方メートルについてでございますが、山砂採取事業への進入路として利用する部分について、山砂採取事業の期間延長に伴う期間延長を申請するものであります。工事期間は平成 23 年 1 月 27 日から平成 26 年 1 月 26 日まででございます。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番から。

○9 番（栗山文雄君） 9 番、栗山です。

受理番号 1 番と 2 番は一緒ですけれども、これについて、松本委員、村山委員、青宿委員、事務局とで現地調査並びに書類の審査を行いました。その結果、事務局の説明どおりで間違いはございません。期間延長が目的のためであります。周辺の農地には迷惑がか

からないと思いますので問題はないと思われます。また、添付書類などを確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 17ページをお開き願います。

議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

非農地証明書の交付2件、転用事実証明1件でございます。

受理番号1番、結佐字上結佐、畑1筆、397平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和40年ごろより、木造平屋建ての作業所49.58平方メートル1棟が建築され45年が経過しています。なお、撮影年月日、昭和44年4月28日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号2番、椎塚字浦向、田2筆、512平方メートルについての地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成3年5月16日付、南総農政指令第74号、事務所及び社宅で許可を受けております。

11月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号3番、橋向字立野、田1筆、1,018平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和56年ごろより木造平屋建て住宅116.718平方メートル2棟が建築され29年が経過しています。なお、撮影年月日、昭和59年12月13日の国土地理院の空中写真証明書の添付がされています。

調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番につきまして、私、加納より報告いたします。

去る22日、保科委員、根本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、作業所が建築されており、国土地理院の写真とあわせて確認しました。申請地は住宅地に囲まれており、周辺農地に迷惑がかからないことから問題ないと思います。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでしたので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

では、受理番号2番のほう、よろしくお願ひします。

篠崎委員。

○8番（篠崎惣壽君） 8番、篠崎です。

受理番号2番について報告します。

去る22日、飯塚委員、沖野谷委員と事務局2人で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、建物が建てられておりました。国土地理院の写真とあわせて確認をしましたが、申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類等確認しましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

受理番号3番について報告します。

去る22日、加納会長、沖野谷委員、それに事務局とで申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、共同住宅が建設されておりました。あわせて国土地理院の写真も確認いたしております。申請地は住宅地に囲まれており、周辺の農地に迷惑がかからないと思われます。そのため問題はないと思われます。また、添付書類等確認しましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程12 議案第6号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 18ページをお開き願います。

議案第6号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成22年11月8日受理、市崎字小谷津、1筆、6,694平方メートルのうち490平方メートルについて、350立方メートルのしゅんせつ土を約70センチ埋め立てし、湿田解消するものでございます。搬入土は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所が行うしゅんせつ事業のしゅんせつ土を使用します。使用するしゅんせつ土は美浦村地先の島津地区湖岸保全工事のしゅんせつ土でございます。工事期間は平成22年12月1日から平成23年3月31日までの4カ月間でございます。

11月22日、飯塚委員、沖野谷委員と事務局で審査内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、問題ないものでございます。

平成22年11月8日受理、東大沼字小沼、2筆、4,597平方メートルのうち490平方メートルについて、412立方メートルのしゅんせつ土を約80センチ埋め立てし、湿田解消するものでございます。搬入土は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所が行うしゅんせつ事業のしゅんせつ土を使用します。使用するしゅんせつ土は美浦村地先の島津地区湖岸保全工事のしゅんせつ土でございます。工事期間は平成22年12月1日から平成23年3月31日までの4カ月間でございます。

11月22日、飯塚委員、沖野谷委員と事務局で審査内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、問題ないものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号 農地改良協議に対する同意について採決します。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたします。

---

### 日程13 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

永長局長補佐。

○農業委員会事務局局長補佐（永長妥啓君） それでは、19ページをお開き願います。

議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件で、いずれも地権者から賃借人に直接権利の設定をするもので、今回設定するのは、新規設定8件、5万2,284平方メートル、再設定4件、5万4,229平方メートルでございます。

受理番号1番、市崎字小谷津、田1筆、6,694平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料、10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,186アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号2番、市崎字小谷津ほか1地区、田6筆、計9,725平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,371アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号3番、八筋川字ト杭、田3筆、計5,437平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,009アール、農作業従事日数は200日でございます。

ざいます。

受理番号4番から、次の20ページの8番までの5件について、設定を受ける者は同一人で、認定農業者で、経営面積は1,355アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号4番について、甘田字西、田3筆、計2,460平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。

受理番号5番、阿波崎字逆塩、田2筆、計5,851平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。

受理番号6番、釜井字前田、田1筆、590平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。

続いて、20ページをお開き願います。

受理番号7番、橋向字立野ほか1地区、田7筆、計1万89平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3.5俵でございます。

受理番号8番、橋向字橋向ほか1地区、田14筆、計1万2,745平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3.5俵でございます。

21ページをお開き願います。

受理番号9番、浮島字妙岐ほか1地区、田8筆、計1万2,451平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は739アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号10番、下須田字神田ほか1地区、田11筆、計9,076平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は373アール、農作業従事日数は200日でございます。

22ページをお開き願います。

受理番号11番、六角字壱番割ほか2地区、田16筆、計2万8,969平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は489アール、農作業従事日数は160日でございます。

受理番号12番、佐原組新田字佐原組、田1筆、2,426平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は2,317アール、農作業従事日数は300日でございます。

以上、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

---

#### 日程14 議案第8号 稲敷市農作業利用料金の承認について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第8号 稲敷市農作業利用料金の承認についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、23ページをお開き願います。

議案第8号 平成23年度稲敷市農作業利用料金の承認についてでございます。

11月10日、東庁舎第3会議室におきまして、関係機関に出席をいただき、平成23年度の稲敷市農作業利用料金の検討会を開催いたしました。検討会では、出席者より多数ご意見をいただき、上程しました内容となりました。

別添で、昨年22年度農作業利用料金表を配付してありますので、ピンク色の用紙です、参考にご覧いただきたいと思います。

まず、水稻で、硬化稲の備考で、括弧の1箱700円を追加し、施肥付田植えの備考で、条件により料金割増しの文面が削除されました。

麦では、刈り取りから脱穀の備考のオペレーター付汎用型の文面が削除されました。

大豆では、機械のリース料に関する文面を全部削除いたしました。

その他では、肥料散布、農薬散布の2種類にしまして、備考のオペレーター付を削除いたしました。

削除の理由でございますが、基本的に、農作業利用料金は農作業の目安となる料金を設定したもので、機械のリース料金につきましては、リース料金の設定するものではないと

いう理由で削除するものでございます。また、オペレーター付につきましては、農作業料金は基本的にオペレーター付の料金であるという理由により削除するものでございます。

農作業利用料金のお知らせは、1月発行の「農業委員会だより」と、それと農業委員会のホームページによりお知らせをいたします。また、各庁舎にチラシを置きまして周知をいたします。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農作業利用料金の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

午後 4時18分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

10番 委員 濱 田 昭 一 ㊞

11番 委員 吉 岡 一 仁 ㊞